

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：85406

研究種目：基盤研究(A) (海外学術調査)

研究期間：2014～2017

課題番号：26257106

研究課題名(和文)台湾をめぐる海洋安全保障システムの法構造と実態の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Studies of the Legal Structure and Actual Condition of the Marine Security System for Taiwan

研究代表者

河村 有教 (KAWAMURA, ARINORI)

海上保安大学校(国際海洋政策研究センター)・国際海洋政策研究センター・准教授

研究者番号：30403215

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 16,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、台湾の海洋に対する管理に焦点をあて、それが実際上どのように機能し、いかなる意味合いをもちうるのかについて、法的・政治的分析を行うものである。主に、台湾海岸巡防署による海上法執行の調査等を実施しながら、調査によって収集した資料等の整理・分析・検討を進めた。研究代表者及び分担者においては、「台湾政治の変化と海洋安全保障政策」と「台湾の海上保安法制の制度的展開」という二つの柱について、それぞれがそれぞれの専門領域、国際法及び(台湾)国内法、国際政治の観点から、研究を行った。本研究の研究成果をとりまとめたものについては、研究代表者編の図書の刊行を予定している。

研究成果の概要(英文)：In this project, 5 researchers and I focus on Taiwan's control over its sea areas such as the Formosa Strait, East China Sea, Pacific Ocean, Bashi Channel, and South China Sea, and conduct a legal and political analysis of how it actually works and what implications it carries for neighboring countries. By paying attention to the de facto code of conduct of Taiwan's Navy and Taiwan Coast Guard (maritime law enforcement agency), the researchers analyze and examine how they actually handle maritime problems.

研究分野：新領域法学

キーワード：海洋安全保障 海上法執行 海上保安法制

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、2013年5月、本研究協力者の瓜生晴彦第38代海上保安大学校長、研究分担者の越智均教授らと三人で、中華民国（以下では、「台湾」という）の中央警察大学水上警察学部の主催による「日台海上法執行学術検討会」に参加し、「海上保安庁による海上犯罪の取締りと刑事法上の問題」について発表した。そこでは、(1)海上犯罪の取締りにおける刑事実体法上の問題として、覚せい剤の瀬取りと覚せい剤の輸入の未遂罪の成否の問題、(2)刑事手続法上の問題として、密漁の現行犯事案において継続した追尾ができず一時被疑船舶を見失った際の逮捕手段の選択の問題をあげた。

(1)については、日本では、最判平成20年3月4日刑集62巻3号123頁がある。北朝鮮で覚せい剤を密輸船に積み込んだ上、日本の近海まで航行させ、同船から海上に投下した覚せい剤を小型船舶で回収し日本に陸揚げするという方法で覚せい剤を輸入することを計画したものの、悪天候のため、GPSを備えた回収のための小型船舶を出航させることができず、いったんは出航したものの、岸壁と投下地点との中間辺りまでしか辿り着けず、覚せい剤を回収することが出来なかったことに対して、「覚せい剤が陸揚げされる客観的な危険性が発生したといえないから、本件各輸入罪の実行の着手があったものとは解されない」として未遂罪の成立を否定して、予備罪にとどまるとした事案である。台湾でも、未遂罪の成否(台湾刑法25条)は問題となる。密輸船の出港、密輸船による覚せい剤の投下、瀬取り船による覚せい剤の回収、瀬取り船による覚せい剤の持込、覚せい剤の荷揚げ(陸揚げ)という一連の行為の中で、陸揚げの結果が発生する具体的・現実的危険性が生じたというには、瀬取り側の者が覚せい剤に対する実力支配を及ぼし、接岸に向けた作業を開始した時点でなければならない。この行為のうち、どの時点で覚せい剤が領土内へ持ち込まれる具体的・現実的危険性が発生した評価できるのか、台湾の海上法執行の状況もあわせて、議論した。

(2)については、台湾刑事訴訟法88条項、項、項をめぐる問題であるが、とりわけ、準現行犯逮捕の犯罪の明白性の要件及び時間的・場所的接着性の要件について、日本での最判昭和50年4月3日刑集29巻4号132頁の事案を取り上げながら、議論した。

上記のシンポジウムの参加を通して、研究代表者と中央警察大学水上警察学部の陳国勝教授(行政法)、葉雲虎教授(海事刑法、国際海洋法)、台湾大学法学部の姜皇池教授(国際海洋法)との間で、研究交流を開始し、日本と台湾がそれぞれ抱えている、あるいは共有して抱えている海上法執行上の課題について、互いに議論を行いつつ共同で研究を開始するきっかけとなった。

2. 研究の目的

(1)台湾と海洋に関する法的・政治的分析の必要性

台湾がいかなる国際的地位を有するかに関しては、1970年代の国連中国代表権問題や米日等による政府承認切り替えを契機に、様々な議論されてきた。台湾にある当局(政府)は、中華人民共和国政府を代表とする「中国」とは別個の国家的実体として60年以上も存続してきた。

台湾のこうした建前と実体の乖離から生じる諸問題もまた様々な議論されてきた。国際機構加盟の可否、「交流協会」という機関による交渉の意味、台湾関係法による米の武器援助の問題、中台間の取極めといった法的・政治的・経済的問題である。

その中で、台湾と海洋の観点からの法的・政治的な総合的分析がほとんどなされていないのは不思議なことである。「日台漁業取決め」が締結されたが、法的・政治的な分析は言うまでもなく、「日台漁業取決め」が沖縄や台湾に与える政治経済的影響の分析も学問的にはこれからの状況である。

こうした中で、本研究は、実際に現場で取締りにあたる海上法執行機関間の「事実上(de facto)の行動規範ないし実態(modus operandi)」が重要な意味を有するとして、海上法執行機関間(日台、中台や日台中)の事実上の行動規範ないし実態を含めた台湾と海洋の組み合わせの観点から研究を行うことを目的とするものである。

(2)台湾の法的地位の不分明さと海洋関係諸問題の実際的処理

本研究は、台湾海峡、東シナ海、太平洋、バーシー海峡そして南シナ海という台湾周辺海域における台湾の海洋に対する管理に焦点をあて、それが実際上どのように機能し、それがいかなる意味合いを持ちうるのかを、主に法的及び政治的な観点から分析するものである。もちろん、大きな影響力を有する日中の調査も重要な意味をもつ。

実態として中華人民共和国政府の支配下にはないものの、中台とも同じく一つの中国論を採用していることから、台湾の国際的地位は依然不分明のままであり、それが実際的な処理を要する海洋関係諸問題にどのような影響を与えているのか、あるいはかかる影響は実はないのかを検討対象の一となる。さらには、そこから新たないわば独立海洋主体(independent maritime entity)をいう当事者的側面が協調され、独立台湾の方向へさらに進む一つの誘因となるのか等々が問われる。

(3)日台海上警察機関による法執行 海洋関係諸問題の処理(その1)

本研究では、日本の海上保安庁と同種組織といえる台湾海岸巡防署による漁業取締り

のような海上法執行、大規模な油濁や海洋投棄事件の処理、台湾海峡の地位、中国大陸本土の近くにあり台湾が確保している金門馬祖の島々の周辺海域の地位（一つの中国の建前から金門島と中国大陸本土との間で「禁止・制限水域」なるものがある）といった、国際海洋法並びに関係国の刑事法、海上保安法制等に深く関連する問題を扱う。

（４）台湾周辺海域における緊張及び武力紛争の自体の国際政治的分析 海洋関係諸問題の処理（その２）

さらに、国際政治学からの分析を行う。すなわち、台湾の法的地位の不明さから明確な法的処理が出来ない場合が当然生じるが、現場で実際に取締りに従事する海岸巡防署と海上保安庁との間にはどのような実態（*modus operandi*）があるのかといった日台双方における実態の調査が必要となる。

政治的分析においては、中国に対していかに防衛戦略を再構築するかを検討も台湾と海洋という観点からなされる必要がある。この側面では、アメリカの動向が重要なことは論をまたないので、その側面への造詣が深い研究分担者も本研究に加わって頂いた。

3. 研究の方法

本研究においては、研究代表者と研究分担者が本研究課題に係る論点を分担研究し、台湾で調査を行い、その結果を含めて、研究会において全構成員で討議した。台湾の海軍及び海岸巡防署（海上法執行機関）の「事実上の行動規範ないし実態」に着目して、台湾中央警察大学や台湾大学法学院等、広い範囲の研究機関との接触を行い、法学、政治学研究者らと意見交換を行った。また、台湾海岸巡防署の関係者の見解を広く聴取した。

4. 研究成果

「台湾政治の変化と海洋安全保障政策」と「台湾の海上保安法制の制度的展開」という二つの柱を立てて、研究代表者及び研究分担者、台湾の研究協力者らによって、それぞれがそれぞれの専門領域、国際法及び国内法、国際政治の観点から、研究を行った。

（１）台湾政治の変化と海洋安全保障政策

馬英九（国民党）政権下での海洋問題の政治過程について検証をはかるとともに、日本との関係で交わされ署名された「日台漁業取決め」について、それがどのような内容のもので、どのような性質を有するものなのか、取決め以後の会合においてはどのようなことが議論の対象になり、日台の漁業者及び漁業従事者の間で争われてきたのか、取決めというルール形成について検証した。日本との関係では、台湾における尖閣諸島をめぐる運動の実態から「中華ナショナリズム」、「台湾ナショナリズム」、「琉球ナショナリズム」の三つのナショナリズムが形成されていると

して、文化人類学を専門とする研究分担者による聞き取り調査から、三つのナショナリズムについて考察し、その三つのナショナリズムの連鎖による関係を分析した。

南シナ海における海洋問題をめぐっては、**2016年7月12日**、フィリピンと中国との間の南シナ海仲裁案件での仲裁裁判所の判断が出た。「九段線とその囲まれた海域に対する中国の主張する歴史的権利については、国連海洋法条約に違反し、その法的根拠はない。」とする仲裁裁判所の判断が出て以降の蔡英文（民進党）新政権の発言を中心に、台湾の新政府の南シナ海政策について分析した。

中国との関係をめぐっては、台湾海峡をめぐる中台関係と中国海軍の増強の現状について、米国の動向も踏まえて検証した。

（２）台湾の海上保安法制の制度的展開

2015年7月1日に公布された「海洋四法」、「海洋委員会組織法」、「海洋委員会海岸巡防署組織法」、「海洋委員会海洋保育署組織法」、「国家海洋研究院組織法」のもとで、海洋の総合政策と基本法令の主管機関として、行政院の下に海洋委員会を置き、海洋委員会の下に海岸巡防署が置かれることになった。

本研究においては、海洋委員会の下における今後の海岸巡防署のあり方について、「海洋四法」（主に組織法）をもとに、課題等について検証した。

海上法執行の実際及び準不法入国罪の成立を認めた金門馬祖地区の地方裁判所のいくつかの刑事裁判例を具体的に検討しながら、中国大陸船舶の不法入国での取締りについて、その現状及び取締りの根拠法令、課題について考察した。**1992年**、李登輝政権下で、台湾の独立化の動きにあわせて、「台湾地区、すなわち台湾、澎湖、金門、馬祖及び台湾政府が統治権を有するところにおける安全と民衆の福祉の確保、台湾地区と大陸地区の人民の往来において生じる法律事件の処理」を目的として台湾地区大陸地区人民関係条例が制定された。制限・禁止水域への無許可侵入の禁止及び無許可侵入に対する取締り、退去命令、船舶・物品等の行政差押え・没収、「罰鍰（日本でいうところの行政罰としての過料）」等の規定が設けられている。金門、馬祖においては、兩岸関係が複雑であることから、領海基線について行政院による公示がなされていない。しかし、深刻化する中国大陸漁船の違法操業という問題に対処するため、台湾地区の禁止・制限水域に進入する行為自体を違法であるとみなし（条例違反）、海岸巡防署が取締りを強化している。

上記のことに関係して、台湾の領海制度について、主に領海基線の確定の問題と無害通航制度について、国際海洋法の観点からも検討した。

また、海上犯罪の取締りについて、当該取締り手法（捜査手法）の課題についても検討

した。とりわけ、日本でも問題となり、最高裁の判決も出た(最大判平成 29 年 3 月 15 日刑集 71 卷 3 号 13 頁) 令状なくして GPS を犯罪捜査に使用する行為の適法性について議論した。海岸巡防法 4 条に規定する密輸の取締りにおいて、同法 8 条にしたがって、海岸巡防署職員が陸上で被疑者の車両に GPS を取り付けて、任意に位置情報の取得を行ったことが、台湾の高雄地方裁判所で争われた。台湾における密輸犯罪についての刑事法的規制の枠組みを整理するとともに、上記の「GPS を取り付けることについて違法」であると認定し、あわせて、当該捜査の違法性から海岸巡防署職員に対する刑事的責任を負うとした高雄地方裁判所の判決について検証した。

その他、海上集会・集団行進及び集団示威運動の法的規制について検討した。中華民国憲法 14 条は、「人民は、集会及び結社の自由を有する。」と集会、結社の自由を保障している。人民集会、示威行動の自由を保障し、他方で社会秩序を維持するために、「集会遊行法」が定められている。主に、陸上において、集会、示威行動(市街、道路、路地、その他公共の場所及び公衆が出入する場所において集団行進を行うこと)を対象としたものであり、「集会遊行法」では、共産主義あるいは国土の分裂を主張する示威行動を行ってはならない等、集会示威行動の規制が法律によって設けられている(集会遊行法 4 条)。海上集会・デモに対して「集会遊行法」は適用されるのか、海上での集会示威行動の自由の保障と制限について検討した。

以上、上記の研究成果も含めて、本研究の研究成果をとりまとめたものについては、研究代表者編の図書の刊行を 2018 年度内に予定している。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 20 件)

河村有教,「GPS 偵査之権利侵害及強制処分性質」以日本最高法院大法廷判決为中心,月旦裁判時報第 68 卷,2018 年,5 - 11 頁

上水流久彦,「台湾外省人の移動をめぐる選択過程 中華民国体制支持と台湾社会への愛着のはざままで」瀬川昌久編『越境者の人類学 家族誌・個人誌からのアプローチ』,古今書院,2018 年,58 - 74 頁

松田康博,「蔡英文政権の誕生と中台関係の転換 『失われた機会か』、『新常态の始まり』か?」,問題と研究第 46 卷第 1 号,2017 年,183 - 228 頁

上水流久彦,「中華民国の台湾化にみる金門の位置づけに関する一考察」,アジア社

会文化研究第 18 号,2017 年,65 - 88 頁

Akira MAYAMA, Combat Losses of Nuclear-Powered Warships: Contamination, Collateral Damage and the Law, U.S. Naval War College International Law Series Vol.93, 2017, 132-156

真山全,「武力紛争法と人道化逆説」,世界法年法第 36 号,2017 年,5 - 32 頁

陳国勝・河村有教,「海上犯罪偵査與法制論壇」,2016 警政管理暨警察科技,2016 年,179 - 194

陳国勝・劉春暉・越智均,「『海洋組織四法』採択後の台湾海洋について」,海保大研究報告法文学系第 61 卷第 1 号,2016 年,141 - 161 頁

Toshitaka TAKEUCHI, Safeguarding the SLOCs from West Asia as an Energy Security Policy : A Japanese Perspective, Prasanta Kumar Pradhan ed., Geopolitical Shifts in West Asia : Trends and Implications, Pentagon Press, New Delhi, India, 2016 ,186-199

Akira MAYAMA, Cross-Strait Lawfare and Cyber Activities - The Applicability of the International law and Armed Conflict, Proceedings of Taiwan International Symposium on Regional Security and Transnational Justice, 2015, 50-58

越智均・陳国勝,「台湾海岸巡防署の法的位置づけ及び職務権限について」,海保大研究報告法文学系第 60 卷第 1 号,2015 年,53 - 68 頁

河村有教,「日本における海賊対処とグアナバラ号事件」海保大研究報告法文学系第 59 卷第 2 号,2015 年,81 - 95 頁

越智均,「海岸巡防機関海域法執行作業規範」海保大研究報告法文学系第 59 卷第 2 号,2015 年,97 - 122 頁

越智均・四元吾朗,「中国海上法執行機関の動向について 中国海警局発足後の海警事情を中心として」,海保大研究報告法文学系第 59 卷第 2 号,2015 年,123 - 145 頁

真山全,「台湾海峡の国際法上の地位と外国艦船航空機の通航」,坂元茂樹編,『国際海峡』,東信堂,2015年,157 - 217頁

竹内俊隆,「中国の『台頭』とアジア・太平洋地域の国際秩序の行方」,星野俊也・大槻恒裕・村上正直編,大阪大学出版会,2015年,156 - 188頁

越智均,「尖閣諸島をめぐる中国の動向分析」,海保大研究報告法文学系第59巻第1号,2014年,215 - 237頁

松田康博,「日台関係の新展開 東アジアの安全保障への影響」,2014 亜州新情勢,2014年,95 - 121頁

Yasuhiro MATSUDA, How to Understand China's Assertiveness since 2009: Hypotheses and Policy Implications, Strategic Japan: New Approaches to Foreign Policy and the U.S., 2014, 7-33

竹内俊隆,「中国の台頭とパワー・トランジションの可能性 東アジアの国際秩序を中心に」,アジア太平洋論叢第20号,2014年,23-58頁

〔学会発表〕(計 27件)

河村有教,「科技犯罪偵査的法律問題: 關於由GPS偵査的權利侵害與強制處分性」,台日海洋與偵査法制研討會,2017年

越智均,「台日海域執法之体制: 海上保安庁治安活動的維持: 與海上自衛隊的比較」,台日海洋與偵査法制研討會,2017年

真山全,「海岸巡防機關與海軍: 日本海上保安庁之國際法地位」,台日海洋與偵査法制研討會,2017年

河村有教,「日本刑事訴訟法修改問題」,中国人民公安大学法学院 2017年系列學術講座(七),2017年

Yasuhiro MATSUDA, The Strategic Impact of the Taiwan Issue on the U.S.-Japan Alliance, Japanese Views on China and Taiwan: Implication for the U.S.-Japan Alliance, 2017年

松田康博,「試論日本安倍晋三政府的決策特徵: 外交與安全政策的戰略與技術」,台

湾大学日本研究中心,2017年

河村有教,「海上保安機關職員による立入検査について」,第23届水上警察學術研討會 - 台日韓菲越海域執法研討會,2016年

越智均,「海上保安庁と海上保安官の活動について」,第23届水上警察學術研討會 - 台日韓菲越海域執法研討會,2016年

松田康博,「中国の構造的権力下の台湾 繁榮と自立のディレンマを越えて」,日本國際政治学会創設60周年記念大会,2016年

竹内俊隆, **The Build-Ups of the US and China's Nuclear Forces-is a New Type of Nuclear Arms race Taking Place?**, 第10回「近現代中国の変容と東アジア」國際シンポジウム,2016年

松田康博,「馬英九總統第二任期的中台關係 総結與展望」,上海國際問題研究員主催第七回「中日關係中の台湾問題」學術研究討論會,2016年

松田康博,「馬英九政權期の日台關係」,日本台湾学会第18回學術大会,2016年

Toshitaka TAKEUCHI, Understanding China's Naval Behavior: Focus on a Concept, Tracing the Contours of Rapidly Changing East Asia: Issues and Perspectives, 2016年

Toshitaka TAKEUCHI, Japan's Newly Adopted Security Bills: Implications for the Indo-Pacific, the 2nd Annual West Asia Conference, 2016年

上水流久彦,「萬華、広島、与那国: 人類學者參予建構的『日台關係』」,中央研究院民族學研究所國際學術研討會,2015年

竹内俊隆, **China's Dichotomic Naval Behavior: Focus on SLOCs**, 中央警察大学水上警察学系第22届水上警察學術研討會,2015年

真山全,「海上法執行と外国軍艦 潜没潜水艦に対する強力的措置の検討」,中央警察大学水上警察学系第22届水上警察學術研討會,2015年

越智均・河村有教,「海上保安大学校における教官について 教官の任用と評価のあり方を主に」,中央警察大学水上警察学系第22届水上警察学術研討会,2015年

河村有教,「海上保安官における逮捕のための実力の行使 - 逮捕時の武器使用の限界について」,中央警察大学水上警察学系第22届水上警察学術研討会,2015年

河村有教,「日本海上保安庁におけるアジア諸国への海上保安制度構築支援について」,中央警察大学水上警察学系第22届水上警察学術研討会,2015年

21 **Toshitaka TAKEUCHI, Securing Sea Lines of Communications (SLOCs) : A Maritime Battleground of Global Commons?, Nanjing Forum 2015: Work Together for the 21st century Asia-Pacific Peace, Security and Prosperity, Organized by Nanjing University and Korean Foundation for Advances Studies,2015年**

22 上水流久彦,「台湾人の八重山観光」日本台湾学会第12回関西西部会研究大会,2014年

23 河村有教,「日本における海賊対処とグアナバラ号事件」,第21回台湾中央警察大学水上警察学術研討会,2014年

24 越智均,「日本海上保安大学校における教育訓練の現状」,第21回台湾中央警察大学水上警察学術研討会,2014年

25 真山全「日本政府による集団的自衛権憲法解釈変更といわゆる台湾有事における海上作戦 国際法からの検討」,第21回台湾中央警察大学水上警察学術研討会,2014年

26 **Yasuhiro MATSUDA, Japanese Perspectives on China, Taiwan and Cross-Strait Relations, Center for Strategic and International Studies (CSIS),2014年**

27 上水流久彦,「八重山と台湾との境域にみる記憶の継承 「空間」と「場所」,「中央」と「周辺」のせめぎ合い,日本文化人類学会第48回研究大会,2014年

〔図書〕(計 1件)

松田康博・清水麗編,『現代台湾の政治経済と中台関係』,晃洋書房,2018年,全228頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕特になし

6. 研究組織

(1)研究代表者

河村 有教 (KAWAMURA Arinori)

海上保安大学校・海上警察学講座・准教授
研究者番号: 30403215

(2)研究分担者

越智 均 (OCHI Hitoshi)

海上保安大学校・基礎教育講座・教授
研究者番号: 90715195

松田 康博 (MATSUDA Yasuhiro)

東京大学・東洋文化研究所・教授

研究者番号: 50511482

上水流 久彦 (KAMIZURU Hisahiko)

県立広島大学・地域連携センター・准教授

研究者番号: 50364104

真山 全 (MAYAMA Akira)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号: 80190560

竹内 俊隆 (TAKEUCHI Toshitaka)

京都外国語大学・国際貢献学部・教授

研究者番号: 60206951

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

瓜生 晴彦 (URYU Haruhiko)

公益社団法人西部海難防止協会専務理事

陳 国勝 (CHEN Kuoshen)

中央警察大学・水上警察学系・教授

葉 雲虎 (YEH Yunhu)

中央警察大学・水上警察学系・准教授

姜 皇池 (CHIANG Huangchih)

台湾大学・法学院・教授

江 世雄 (CHIANG Shihhsiung)

中央警察大学・外事警察系・准教授

林 裕順 (LIN Yushun)

中央警察大学・刑事警察系・教授

謝 庭晃 (HSIEH Tinghuang)

中国文化大学・法学院・准教授